

ニホンジカ 第二種特定鳥獣管理計画（第3期）変更の概要

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2に基づき、第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）を策定する。

1 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ

2 計画期間

2021（令和3）年4月1日から2026（令和8）年3月31日までとする。

ただし、現在想定されていない事情等によって、著しく状況が変化した場合又は鳥獣保護管理計画の変更等により整合を図る必要が生じた場合には、計画期間中であっても計画の内容について見直しを行う。

3 管理が行われるべき区域

岐阜県全域

4 計画策定の目的

① 個体群の安定的な維持

② 生態系への影響軽減

③ 農林業・生活環境等への被害軽減

→ シカと人との共存関係の構築

5 現状

① 生息域

- ・ 西濃圏域・中濃圏域で顕著な生息域の拡大が認められる。
- ・ 高山市、飛騨市に生息域が拡大しつつある。

② 推定生息数（ベイズ推定法による中央推定値）

- ・ 2019（令和元）年度末の生息頭数 70,691 頭（推定値）
- ・ 2014（平成26）年度の 115,028 頭をピークに、減少に転じている。

※ 前計画策定時 平成25年度末 67,323 頭

（岐阜大学の協力により推定手法の一部を修正したため、今回の推定頭数とは連動していない）

6 前計画の評価

① 農林業被害の防止・軽減

2014（平成26）年度の農業被害額の50%程度にまで半減させること

→ 2017（平成29）年度以降、目標は概ね達成

② 生態系被害の防止

森林下層植生の衰退を抑止

→ 飛騨地域へ、被害エリアと度合が拡大している。

※ 捕獲頭数と密度管理

15,000 頭/年 → 2016（H28）年から年の平均捕獲頭数 13,875 頭（92.5%）

5 頭/km²以下 → 西濃地域 5.33 頭/km² 岐阜地域 4.32 頭/km² 飛騨地域 2.83 頭/km²

7 計画期間における管理の目標

①個体数の安定的な維持

- ・生息密度を3～5頭/km²まで減少させ維持する。
- ・個体数を2014（平成26）年度推定生息数の半減（約5万8千頭）
- ・現状の分布域からの拡大を抑制する。

②生態系への影響軽減

- ・植生衰退度D1～D2の地域を減少させる。

③農林業・生活環境等への被害軽減

- ・2014（平成26）年度の農業被害額の半減

8 施策の基本的考え方

- ・シカの計画的な捕獲により生息数を適正に減少させ、農林業被害の軽減、生態系の保全、生活環境の保護を図る。
- ・やみくもにシカを捕獲するのではなく、生態学的特性を踏まえ正確な生息動向（個体数（群））、被害実態の把握と継続的なモニタリングを実施する。
- ・状況変化、必要に応じて管理目標の修正、必要な追加調査の実施等を行っていくこととし、専門家の意見を聞くための検討の場を適宜設定する。

9 数の調整に関する事項（個体数の管理）

以下の方法で個体数の管理を実施する。（内容は前計画を継続）

（1）管理捕獲の推進

- ア 被害防止捕獲（有害鳥獣捕獲）
- イ 個体数調整捕獲
- ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業

（2）狩猟捕獲の推進

- ア 期間の延長 11月1日から3月15日まで
- イ 1日当たりの捕獲頭数の撤廃
 - 【わな猟】無制限
 - 【銃 猟】捕獲頭数制限なし（前計画：雄2頭/日 雌無制限）
- ウ 休猟区における狩猟の特例
 - 岐阜県内で指定される全ての休猟区をシカ及びイノシシの狩猟が出来る区域とする。
- エ 特定の区域における「くくりわな径」の制限
 - 県全域でツキノワグマの生息が確認されるため、前計画に引き続きくくりわな径の制限解除は行わない。

10 その他管理のために必要な事項

- ・狩猟免許制度の普及、新規の狩猟免許取得を推進する。
- ・市町村職員等の行政職員の銃猟免許取得推進、職能的捕獲技術者の育成を図る。